

11月11日(いい日、いい日)は介護の日

知ろう！活かそう！介護保険制度

高齢化などにより介護が必要な方々が増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。このため、多くの方々に介護を身近なものとしてとらえていただくとともに、関わっていただくことが必要です。介護をしていない人も、いつか家族の介護をする立場になったり、介護を受ける立場になったりするかもしれません。この機会にそれぞれの立場で「介護」について考えてみませんか？



Q. 介護保険の対象者は？

対象になるのは65歳以上の方（1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）です。

Q. 介護保険を利用するつもりがないので、加入しなくてもいいですか？

介護保険は、介護の負担を社会全体で連携し支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入しなければなりません。

Q. 要介護認定の申請は、いつするの？

申請は日常生活に介護や支援が必要な状態となり介護サービスの利用を希望するときに申請してください。（第2号被保険者は、介護保険で対象となる特定疾病が原因によるとき）

Q. 介護サービスを利用したいが、どのような場合にサービスを受けられるの？

要介護状態又は要支援状態であると認定された方が介護保険によるサービスを受けることができます。認定後サービスを受けるまでには、ケアマネジャーと契約し、ケアマネジャーがご本人に合ったサービス計画を作成し、それに基づいてサービスを受けることができます。

Q. 介護保険のサービスってどのようなものがあるの？

介護保険制度により以下の3つのサービスを受けることができます

- ①居宅サービス ヘルパー派遣・デイサービス・ショートステイなど在宅生活を支えるサービス
- ②地域密着型サービス グループホームなど市内の方を対象としたサービス
- ③施設サービス 特別養護老人ホームなどへ常時介護が必要で在宅生活が困難な方が入所するサービス

Q. 介護サービスを利用したときの利用者負担はどのくらいかかるの？

原則、かかった費用の1割又は2割が利用者負担となります。（負担割合は所得によって異なります）なお、施設サービスやショートステイを利用した場合は、居住費・食費等の負担も別途必要となります。

Q. 介護保険料を納めないとうなるの？

- ・1年以上滞納している場合 介護サービスの利用者負担が1割（又は2割）から10割（全額自己負担）に変更になり、支払った後に申請により保険給付分が戻る方法になります。
- ・1年6か月以上滞納している場合 後から保険給付分が戻る償還払い方法の支給が一時差し止められ、差し止められた額が保険料にあてられます。
- ・2年以上滞納している場合 サービスを利用するときに、保険料未納期間に応じて自己負担が1割（又は2割）から3割負担に引き上げられます。

■問い合わせ 介護保険課介護保険担当（内線 112~114）

介護支援ボランティア募集のお知らせ

高齢者自身がボランティア活動に参加することで、自身の健康増進や介護予防、生きがいづくりをして頂くための事業です。また、活動に応じてポイントがもらえ、貯まったポイントは換金（最大5千円）もできます。

■対象者

市内にお住まいの介護保険1号被保険者（65歳以上）で介護保険料の滞納のない方

■活動場所

市に登録された施設

■活動内容

①レクリエーション等の指導、参加支援 ②食堂内の配膳などの補助 ③散歩、外出及び移動の補助 ④模擬店、会場設営、芸能披露などの行事の手伝い ⑤話し相手・施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動など ※活動前に養成研修を受講していただきます。また、活動内容や時間等については、施設により異なります。

■申し込み・問い合わせ

市社会福祉協議会

☎ 2216944

保健課介護支援担当

☎ 2314313